



発行 新潟県

第 37 号

令和6年5月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 46 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）
- 47 新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（経営普及課）

告 示

- 614 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 615 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 616 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 617 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 618 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 619 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 620 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 621 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 622 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 623 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 624 公共測量の終了通知（監理課）
- 625 公共測量の終了通知（監理課）
- 626 公共測量の実施通知（監理課）
- 627 公共測量の実施通知（監理課）
- 628 公共測量の実施通知（監理課）
- 629 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等（危機対策課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）

病院局告示

- 8 収納事務の委託（病院局業務課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

規 則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第46号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～8（略）	1～8（略）
9 健康診断料	9 健康診断料
(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200円</u> (乳幼児にあつては、 <u>4,030円</u>)	(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,170円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,990円</u>)
(2)・(3)（略）	(2)・(3)（略）
(4) 短期人間ドック料	(4) 短期人間ドック料
ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は <u>1,120円</u> を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。	ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は <u>1,160円</u> を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。
イ（略）	イ（略）
10 予防接種料 1件につき <u>280円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金）を限度として料金を増減することができる。	10 予防接種料 1件につき <u>240円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金）を限度として料金を増減することができる。
11～20（略）	11～20（略）
21 歯科料金	21 歯科料金
(1)（略）	(1)（略）
(2) 欠損補綴	(2) 欠損補綴
ア（略）	ア（略）

イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）	イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）
(ア) 少数歯（1歯から8歯まで） <u>11,460</u> 円	(ア) 少数歯（1歯から8歯まで） <u>11,070</u> 円
(イ) 多数歯（9歯から14歯まで） <u>21,050</u> 円	(イ) 多数歯（9歯から14歯まで） <u>19,950</u> 円
(ウ) 総義歯 <u>36,560円</u>	(ウ) 総義歯 <u>33,960円</u>
(エ)・(オ) (略)	(エ)・(オ) (略)
ウ～タ (略)	ウ～タ (略)
(3)～(16) (略)	(3)～(16) (略)
(17) インプラント料金	(17) インプラント料金
ア～ム (略)	ア～ム (略)
メ メンテナンス料 1回につき <u>6,450円</u>	メ メンテナンス料 1回につき <u>6,390円</u>
モ～ラ (略)	モ～ラ (略)
(18)～(22) (略)	(18)～(22) (略)
22 (略)	22 (略)
23 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>280円</u>	23 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>240円</u>
24～35 (略)	24～35 (略)
36 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,100</u> 円	36 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,000</u> 円
37 ペプシノゲン検査料 <u>4,660円</u>	37 ペプシノゲン検査料 <u>4,630円</u>
38 (略)	38 (略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第47号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、<u>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）、</u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）、<u>間伐等特措法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成25年政令第162号）、</u>農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改</p>

携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和6年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
田中 吉信	胎内市若松町2-21	令和6年4月1日

◎新潟県告示第615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
-----	-------	----------------	-------

ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-6-6	育成医療・更生医療	令和6年2月29日
燕こころのクリニック	燕市杉木814	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
喜多町診療所	長岡市喜多町1090番地1	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局新潟蔵王店	長岡市寿2丁目5番14号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局三条大島店	三条市大島5126-1	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局柏崎駅前店	柏崎市駅前2丁目2番50号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局西山店	柏崎市西山町礼拝字前田430番2	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局柏崎店	柏崎市東本町1丁目1-23-1	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局糸魚川南寺町店	糸魚川市南寺町2丁目10-29	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4丁目2-24	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
コダマ調剤薬局	上越市子安新田29-3	育成医療・更生医療	令和6年5月1日

◎新潟県告示第616号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
西本成寺調剤薬局	三条市西本成寺1-38-46	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
薬局すずらん	三条市一ノ門2-1-13	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
共創未来 五十公野薬局	新発田市五十公野6804	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
桂薬局 西新発田店	新発田市富塚町1-15-5	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
コダジマ薬局	新発田市御幸町2-4-6	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
さとう薬局	新発田市大手町5-2-9	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
紫雲調剤薬局	新発田市稲荷岡2252-2	育成医療・更生医療	令和6年5月1日

すわ調剤薬局	新発田市諏訪町1-3-6	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
中央町調剤薬局	新発田市中央町3-9-6	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ふたば薬局	新発田市豊町2-9-28	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
共創未来 三日市薬局	新発田市三日市605-4	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
石川調剤薬局	加茂市石川2-1-37	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
加茂調剤薬局	加茂市番田11-32	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
穀町調剤薬局	加茂市穀町6-21	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
諏訪ノ木調剤薬局	加茂市加茂新田8368-4	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
仲町調剤薬局	加茂市仲町1-35	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
三浦薬局	加茂市五番町3-28	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
大町キムラ薬局 駅前店	村上市田端町3-38	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
しんまち調剤薬局	村上市新町9-80	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
むらかみ調剤薬局	村上市新町6番3号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
エース薬局 パコ店	燕市分水新町1-6-5	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
オレンジ調剤薬局	燕市白山町2-3642-4	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ソマギ調剤薬局	燕市杣木1470-2	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
たんぽぽ調剤薬局	燕市南4-2-11	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
東町調剤薬局	燕市吉田3505-1	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
大手薬局 吉田店	燕市吉田堤町3番20号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
自然堂つるや調剤薬局 新井店	妙高市朝日町1-2-13	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
共創未来 妙高薬局	妙高市大字田口144	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
あおい調剤薬局	上越市北城町4-6-5	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
いわしや高土町薬局	上越市高土町1-9-12	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
いわしや薬局	上越市本町3-2-24	育成医療・更生医療	令和6年5月1日

大町調剤薬局	上越市大町4-4-4	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
おおまち薬局 鴨島店	上越市鴨島3-6-68	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
有限会社 大山薬局	上越市本町1-4-17	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
有限会社 たから薬局 たかし薬局	上越市木田新田2丁目3番13号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
有限会社 たから薬局	上越市大手町1-22	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
有限会社 たから薬局 大学前薬局	上越市大学前203番地	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局 高田店	上越市とよば2番地	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
日本調剤 高田薬局	上越市とよば5	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
株式会社 本町薬局	上越市本町2-2-3	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ますや薬局	上越市板倉区針799	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
おおまち薬局 大和店	南魚沼市浦佐4062-3	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ついじ調剤薬局	胎内市築地1853	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
みどり台調剤薬局	田上町川船河甲1330-6	育成医療・更生医療	令和6年5月1日

◎新潟県告示第617号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月17日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢保健センター	南魚沼市全域
6月18日（火）	午前9時から正午まで		
6月19日（水）	午後1時から4時まで		
6月20日（木）			
6月21日（金）	午前9時から正午まで	大和市民センター	
6月24日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月25日（火）	午前9時から正午まで		
6月26日（水）	午後1時から4時まで		
6月27日（木）			
6月28日（金）	午前9時から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
7月1日から令和	午前9時30分から正午まで		

7年3月14日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月30日、同月31日、 令和7年1月2日 及び同月3日を除 く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
---	---------------	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第618号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和6年5月17日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規 変更 の別	認可年月日	根拠条文
阿賀野市 阿賀用水右岸土地改良区連合	阿賀用水右岸土 地改良区連合	維持管理事業	変更	令和6年5月9日	第84条 第48条

◎新潟県告示第619号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の野積土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年5月17日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市寺泊野積970番地 古川原 一彦

退任年月日 令和6年1月31日

◎新潟県告示第620号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月17日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

理事 南魚沼市新堀新田206番地1 笠原 栄一
(理事長)

" " 野中109番地 大平 芳弘

" " 麓458番地 小林 民弥

" " 長森新田526番地1 南雲 清栄

" " 泉新田199番地1 久川 和義

" " 津久野下新田111番地 山田 利幸

" " 京岡新田136番地 吉田 弘

" " 岩崎161番地1 山岸 健一

" " 中川728番地3 勝俣 栄一

" " 宮693番地 中島 喜一郎

" " 岡59番地 関 明

" " 下原新田305番地1 南雲 浩樹

監事 " 上原新田11番地1 北村 強志

" " 宮1477番地1 関 佐智

〃	〃	原214番地	大津 浩一
〃	〃	上出浦56番地	南雲 広太

就任年月日 令和6年5月1日

2 退任

理事	南魚沼市宮1713番地	関 隆雄 (理事長)
〃	〃	新堀新田206番地1 笠原 栄一
〃	〃	山口1496番地 南雲 勲
〃	〃	泉新田199番地1 久川 和義
〃	〃	野中109番地 大平 芳弘
〃	〃	津久野上新田139番地 若井 清人
〃	〃	宮村下新田183番地 大津 新司
〃	〃	麓458番地 小林 民弥
〃	〃	山谷486番地 板鼻 喜久雄
〃	〃	薬師堂41番地 村山 和義
〃	〃	畦地713番地1 丸山 茂樹
〃	〃	長森新田526番地1 南雲 清栄
監事	〃	上原新田11番地1 北村 強志
〃	〃	中川122番地 南雲 勇
〃	〃	津久野下新田233番地 内藤 孝一郎
〃	〃	下原136番地 田中 修

退任年月日 令和6年4月30日

◎新潟県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の柿崎土地改良区の定款の変更を令和6年5月7日認可した。

令和6年5月17日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を令和6年5月8日認可した。

令和6年5月17日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

令和6年5月17日

新潟県新発田地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

新発田土地改良区

2 地区名

野田川口地区

3 認可年月日

令和6年5月9日

4 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- (2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第624号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点成果の座標補正）
- 2 作業期間 令和6年3月4日から令和6年4月12日まで
- 3 作業地域 国道8号 糸魚川市内

◎新潟県告示第625号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年10月2日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域 五泉市及び阿賀野市内

◎新潟県告示第626号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和6年5月15日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市内、糸魚川市内

◎新潟県告示第627号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 3級基準点測量
- 2 作業期間 令和6年5月1日から令和6年7月31日まで
- 3 作業地域 新潟県村上市檜原地区

◎新潟県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 吉里地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和6年5月20日から令和6年11月20日まで
- 3 作業地域 新潟県 南魚沼市 吉里ほか 地内

◎新潟県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興

局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営かんがい排水事業・離島 達者地区 用地測量)
- 2 作業期間 令和6年3月21日から令和6年6月28日まで
- 3 作業地域 佐渡市 達者 地内

公 告

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度新潟県総合防災情報システム保守運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通二丁目4番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,850,000円
- 6 随意契約の相手方を決定した理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ラ・ムー喜多町店
所在地 長岡市喜多町337-1外
設置者 株式会社西源
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗の名称)に関する届出
公告日 令和5年11月24日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和6年5月17日から令和6年6月17日まで

病院局告示

◎新潟県病院局告示第8号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年5月17日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟県新潟市中央区米山1丁目11番地11
株式会社エム・エス・シー
- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

病院局公告

特定調達契約の落札者について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月17日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 調達物品及び数量
院内清掃及びごみ収集分別業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 落札決定日
令和6年4月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社新潟ビルサービス
新潟県新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2
- 5 落札金額
217,800,000円
- 6 契約方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和6年3月15日
- 8 落札方式
最低価格